

労働基準関係法令違反に係る公表事案

山口労働局

最終更新日：令和6年3月28日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
光陽重機	山口県光市	R5. 6. 22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の転落等の防止措置を講じていなかったもの	R5. 6. 22送検
周防商会(株)	山口県山口市	R6. 2. 1	最低賃金法第4条	労働者1名に、13か月間の定期賃金合計約364万円を支払わなかったもの	R6. 2. 1送検
フジミツ(株)	山口県長門市	R6. 2. 27	労働基準法第36条	労働者33名に、月100時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R6. 2. 27送検
(株) 志田建設	佐賀県武雄市	R6. 3. 7	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さが5.5メートルの天井裏の作業床で請負人の労働者に作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R6. 3. 7送検
(株) 巧栄工務店	福岡県八女市	R6. 3. 7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第519条	高さが5.5メートルの天井裏の作業床で労働者に作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R6. 3. 7送検
(株) ミツヤマ	山口県光市	R6. 3. 18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の78	産業廃棄物用機械のベルトコンベヤーに非常停止装置を備えていなかったもの	R6. 3. 18送検
麻野商店	山口県下関市	R6. 3. 21	最低賃金法第4条	労働者1名に、5か月間の定期賃金合計約34万円を支払わなかったもの	R6. 3. 21送検